

# 環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成19年12月26日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第27条に基づき「（仮称）港町プロジェクト」に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	株式会社コスモスイニシア横浜支社 神奈川県横浜市西区北幸2丁目10番36号 支社長 渡邊 典彦
	指定開発行為の名称	（仮称）港町プロジェクト
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 高層建築物の新設（第2種行為） 住宅団地の新設（第1種行為） 大規模建築物の新設（第1種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区港町1番ほか （区域面積：約44,380㎡）
	指定開発行為の目的	共同住宅等の建設
	指定開発行為の内容	分譲共同住宅3棟 延べ面積:約157,940㎡、建物階数:地下1階地上30階 建物高さ:約99.9m、計画戸数:1,500戸 計画人口:4,500人
	指定開発行為の施行期間	平成20年3月～平成23年10月
	環境影響評価の手続経過	平成19年 4月11日：条例環境影響評価準備書公告 平成19年 6月22日：条例見解書公告 平成19年10月31日：条例環境影響評価審査書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成19年12月26日（水）から 平成20年 1月24日（木）まで （ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く） 時間：午前8時30分から午後5時まで （大田区は午前9時00分から午後5時まで）
	縦覧場所	川崎市：川崎区役所、川崎区役所大師支所、川崎区役所田島支所及び本庁（環境局環境評価室） 大田区：羽田特別出張所、六郷特別出張所、蒲田西特別出張所、蒲田東特別出張所及び大田区役所（環境保全課）
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2155 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm">http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm</a>